

## 第7節 簡易タンク貯蔵所の基準

### 1 固定給油設備等を設けた簡易貯蔵タンクの扱い (S. 37. 4. 6 自消丙予発第44号質疑)

簡易貯蔵タンクに、固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、次によること。

- (1) 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替え業務を行うことができる。
- (2) 簡易貯蔵タンクで、給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量未満であっても、給油取扱所として規制する。ただし、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備（自家用のもの）で、給油の機会が少なく、一日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として規制する。
- (3) 簡易貯蔵タンクから詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所として規制する。

### 2 同一品質の危険物

政令第14条第2号の「同一品質の危険物」とは、法別表第一の品名が同じであっても品質の異なるものは、含まれないこと。

(オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならない。)

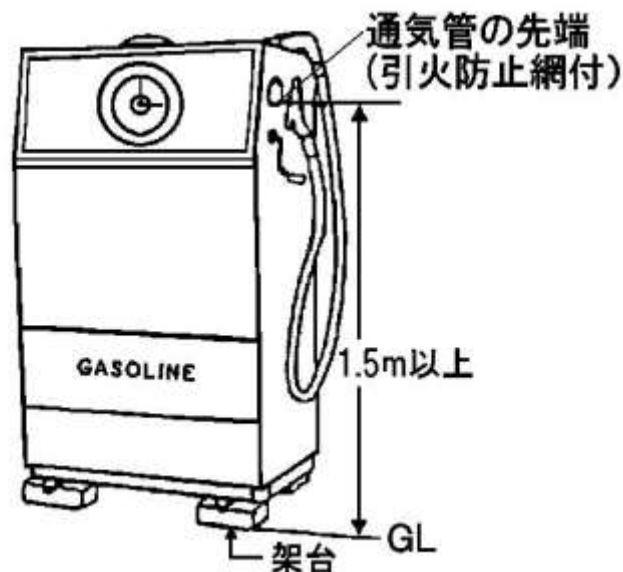
したがって、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは、一の簡易タンク貯蔵所に併置することができるものであること。

### 3 簡易貯蔵タンクの設置方法

- (1) 政令第14条第4号の規定による簡易貯蔵タンクの固定は、車止め又は鎖等による固定方法とすること。
- (2) 設置する地盤面は、コンクリート等で舗装し危険物の浸透しない構造とすること。

### 4 通気管

簡易貯蔵タンクの下端から通気管先端までの高さが1.5m未満のものにあつては、設置場所にコンクリート架台等を設け、通気管先端までの高さを1.5mとするものであること。(第2-7-1図参照)



第2-7-1図

## 5 加圧式簡易貯蔵タンク (S. 38. 4. 6 自消丙予発第12号質疑)

コンプレッサーから圧搾空気を送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクで、次の(1)から(9)までに適合するものは、政令第14条に規定する簡易貯蔵タンク(政令第17条第1項第6号に規定する簡易タンクを含む。)として認められるものであること。

- (1) タンクは、政令第14条第5号及び第7号に規定する基準に適合すること。
- (2) タンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造るとともに、使用最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験で、漏れ又は変形しない構造であること。
- (3) タンクには、常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプレッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設けること。
- (4) 給油ホースの取付部には、給油を行うとき以外は給油ホースとタンクとの間の危険物が遮断できるバルブ等を設けること。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常等の場合、容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設けること。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定すること。
- (7) 外気温等により内圧が異常に上昇した場合は、その内圧を放出するための安全装置を設けること。
- (8) タンクには、圧力計を設けること。
- (9) 内圧を抜かなければ、危険物をタンクに補給できない構造とすること。

## 6 電気設備

電気設備については、執務資料編8「電気設備の基準」の例によること。